

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第三項の規定によって、
財団法人都道府県会館の平成十九年度災害共済事業経営状況を次のとおり公表する。

平成二十年八月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 災害共済事業

分担金その他収入

一、八二七、三七八、三八三円

災害共済金経費その他支出

九五七、三〇二、四八六円

正味財産

二二、五九九、七八二、二七五円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入

七六六、九六二、一三五円

災害共済金経費その他支出

二二一、九五二、〇二八円

正味財産

六、八七二、二七〇、一〇七円